

国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン

平成 28 年 2 月

(改訂平成 28 年 4 月)

内閣官房 国土強靱化推進室

目次

I. はじめに	3
1. 目的	3
2. 国土強靱化貢献団体、認証組織の定義	4
(1) 国土強靱化貢献団体	4
(2) 認証組織	4
II. 国土強靱化貢献団体の認証に関する具体的な仕組み	4
III. 認証組織の要件	5
(1) 中立、公平性、透明性	5
(2) 経験	5
(3) セミナー、シンポジウム等の機会の提供	5
(4) 国土強靱化に必要な仕組みの検討	5
IV. 国土強靱化貢献団体の認証の具体的基準	5
(1) 事業継続に係る方針が策定されている	5
(2) 事業継続のための分析・検討がされている	5
(3) 事業継続戦略・対策の検討と決定がされている	5
(4) 一定レベルの事業継続計画（BCP）が策定されている	6
(5) 事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、適切に運営されている	6
(6) 事前対策（施設の強化・装備品の確保等）が実施されている	6
(7) 教育・訓練を定期的実施し、必要な措置が取られている	6
(8) 事業継続に関する一定の経験と知識を有する者が担当している	6
(9) 法令及び法令に基づく命令その他法令に違反する重大な事実がない	6
(10) その他留意事項	6
V. 認証組織と国土強靱化貢献団体の具体的関係	7
(1) 報告、調査等	7
(2) 認証の取消	7

I. はじめに

1. 目的

国土強靱化は、大規模自然災害等への備えを最悪の事態を念頭に置きつつ、平時から様々な政策分野での取組を通じ、いわば「国家百年の国づくり」として行うものである。いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムを確保しておくことは、災害等から地域住民の生命・財産を守るのみならず、国・地方公共団体・民間事業者（企業・団体等）それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらし、もって、産業競争力・経済成長力を向上させ、中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

国土強靱化の取組を実効あるものとし、それにより我が国経済の中長期的に持続可能な成長を後押しするためには、国や地方公共団体のみならず、経済社会活動の担い手である民間事業者の普段からの取組・活動が極めて重要となる。国・地方公共団体と民間事業者との相互補完により、社会全体のレジリエンスの強化を進めていくことが重要である。

民間事業者の行う国土強靱化のための努力には自己の事業継続に関するものと社会貢献としてのものが考えられるが、いずれも実際に災害が起こってみなければその効果を図りがたいという性質があるため、平時から民間事業者側で積極的にそのために費用をかけることにモチベーションを感じにくいという問題がある。その点を克服するためには第三者による認証制度を設けることが有効と思われる。

民間事業者の事業継続の取組の評価については、現在でも国際標準であるISO 22301の認証制度があるが、この認証を取得した国内企業は2014年時点で200社となっている。また一方で、各種ガイドラインによる自己点検・自己認証を促す仕組みもみられるが、これらは逆に自己認証ゆえに認知度も低く、大きな広がりは見られていない。

そこで内閣官房では、よりすそ野の広い認証制度の実現に向けた取組みを推進するため、「国土強靱化貢献団体認証に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という）を定め、認証を行う組織の要件、認証組織による貢献団体の認証の要件の考え方を示すこととした。本ガイドラインに基づくアプローチは、2年以内を目途に、実績や仕組みの有効性に関して検証を行い、必要に応じ、新しい対応を検討することとする。本ガイドラインに沿って実際の事務を行う者は、国土強靱化推進室と常に連携して施策の推進に協力を頂きたい。

2. 国土強靱化貢献団体、認証組織の定義

(1) 国土強靱化貢献団体

国土強靱化の推進について協賛し、その促進のため、自助（事業継続）に積極的に取り組んでいる事業者を国土強靱化貢献団体とする。

(2) 認証組織

国土強靱化貢献団体の認証及び認証を受けた団体に対して必要な情報提供等支援を行う組織を認証組織とする（具体的な要件は III 章参照）。

II. 国土強靱化貢献団体の認証に関する具体的な仕組み

認証組織は、本ガイドラインに基づき、国土強靱化貢献団体の認証を行う。

認証を受けた団体は、認証組織が定める「レジリエンス・マーク（仮称）」を広告、名刺等に用いて「国土強靱化貢献団体」であることをPRできる。また、その他のインセンティブ措置を受けられる。

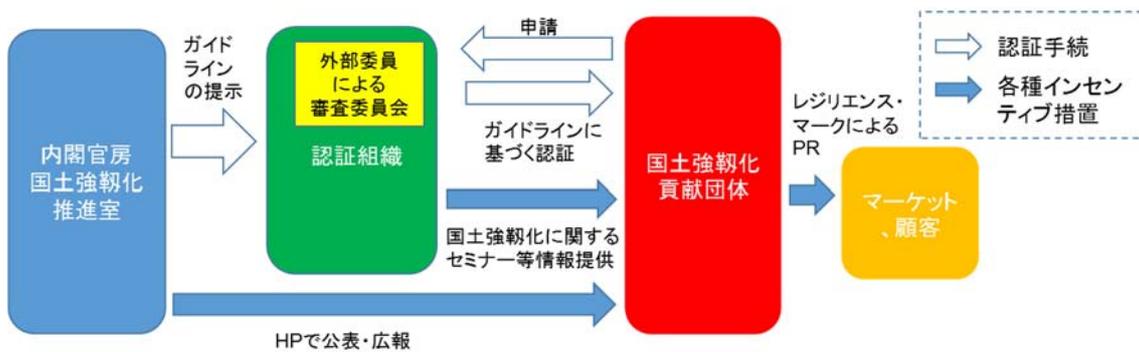


図 国土強靱化貢献団体認証と支援の仕組み

III. 認証組織の要件

(1) 中立、公平性、透明性

認証組織は、国土強靱化貢献団体の認証審査及び情報提供にあたり中立、公平性、及び透明性を担保すること。

(2) 経験

認証組織は、国土強靱化に関して政府と連携して施策に携わった経験を有すること。

(3) セミナー、シンポジウム等の機会の提供

国土の強靱化に関して有用なセミナー、シンポジウム等の機会を提供すること

(4) 国土強靱化に必要な仕組みの検討

認証組織は、認証審査その他の関連事務を行うにあたっては、政府と十分な意見交換を行うとともに、国土の強靱化に関して関係者の連携の在り方等に関して検討し、自らが担う役割について政府と意見交換を行うこと

以上4つの要件全てを満たさない場合、認証組織とはならない。

IV. 国土強靱化貢献団体の認証の具体的基準

国土強靱化貢献団体の認証は、下記の項目【事業継続関係】(1)～(9)の全てを満たすものとする。なお、追加項目を設ける必要が生じた場合には、内閣官房と協議の上行うものとする。

【事業継続関係】

(1) 事業継続に係る方針が策定されている

企業の経営理念や経営方針に関連付けられた事業継続方針があること。

(2) 事業継続のための分析・検討がされている

事業影響度分析及びリスク評価・分析を行い、重要業務とその目標復旧時間を明確にし、資源の脆弱性を把握している。

(3) 事業継続戦略・対策の検討と決定がされている

(2)を踏まえ、目標復旧時間内に重要業務を継続・復旧させる戦略・対策を検討し、決定している。

(4) 一定レベルの事業継続計画（BCP）が策定されている

目標復旧時間内に重要業務を継続・復旧させるための体制、手順等を示した計画が策定されている。

(5) 事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、適切に運営されている

事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、改善のための見直しが定期的に行われている。

(6) 事前対策が実施されている

事業継続の実効性を高めるための事前対策が適切に行われている。

(7) 教育・訓練を定期的実施し、必要な改善が行われている

事業継続力を高めるための教育・訓練を定期的実施し、必要な改善が行われている。

(8) 事業継続に関する一定の経験と知識を有する者が担当している

事業継続に関する実務を2年以上積んだ実績がある者、または民間の機関が発行する事業継続に関する民間資格を保有する者が事業継続を担当している。

(9) 法令に違反する重大な事実がない

国土強靱化に係る法令に関して、違反する重大な事実がない。

【その他】

(10) その他留意事項

- ① 国土強靱化の取組を進め、国土強靱化の取組促進に積極的に協力すること。
- ② 認証組織が行う国土強靱化の推進に関する調査等に協力すること。

V. 認証組織と国土強靱化貢献団体の具体的関係

認証組織と認証を受けようとする国土強靱化貢献団体は、認証に際し下記に合意すること。

(1) 報告、調査等

認証組織は国土強靱化の推進に関わる業務の範囲において、国土強靱化貢献団体に報告を求めて、必要な調査を行い、その結果、体制の改善やその他必要な措置を求めることができる。

(2) 認証の取消

以下のいずれかの事項に該当したときは、認証組織は国土強靱化貢献団体の認証を取り消す。

- a) 認証の基準を満たさないことが判明した場合
- b) 認証に関わる認証組織の要請等に応じない場合
- c) その他、法令違反等を認めた場合、認証組織が認証の停止が相当と判断した場合

※ 認証の基準を満たさない等の具体的事例は下記の通り。

- ・ 申請書類に虚偽の内容があった場合。
- ・ 正当な理由なく、認証組織の調査に協力しない、もしくは虚偽の報告等を行う等。
- ・ 団体としての業務が行えない状態となったとき。

※ 認証組織は、認証の取消等にあたっては国土強靱化貢献団体と十分に意見交換を行った上で、対応すること。

以上

※平成 28 年 4 月の改訂内容

	新	旧
p.4 II. 国土強靱化貢献団体の 認証に関する 具体的な仕組み 2行め	認証を受けた団体は、認証組織が定める「レジリエンス・マーク（仮称）」を <u>広告、名刺等</u> に用いて「国土強靱化貢献団体」であることをPRできる。また、その他のインセンティブ措置を受けられる。	認証を受けた団体は、認証組織が定める「レジリエンス・マーク（仮称）」を <u>商品、広告等</u> に用いて「国土強靱化貢献団体」であることをPRできる。また、その他のインセンティブ措置を受けられる。
p.6 14行め	(9) 法令に違反する重大な事実がない 国土強靱化に係る <u>法令に関して、違反する重大な事実</u> がない。	(9) <u>法令及び法令に基づく命令その他</u> 法令に違反する重大な事実がない 国土強靱化に係る <u>法令等に関して違反がない（大規模施設においては耐震診断がなされており、必要な対策が完了している等）</u>